

# ～建設業一人親方の皆様へ～ 労災保険特別加入のご案内



## 【制度の概要】

労災保険は、本来、労働者の業務または通勤による負傷・疾病・死亡等に対して保険給付を行う国の制度ですが、基本的に労働者を対象としているため、一人親方や経営者などの労働者でない方は対象外とされています。しかし、対象外とされた方々の中にも、労働災害に遭う危険性は通常の労働者と変わらず、労働者に準じて保護されることが適当と言える方々もいます。そこで、これらの方々も労災補償を受けることができるように、特別に労災保険に任意加入が認められています。それが労災保険の特別加入制度です。

## 【特別加入の対象者】

- 会社に雇用されずに、個人で仕事を請け負っている。
- 特定の会社に所属しているが、その会社と雇用関係になく請負で仕事をしている。
- グループで仕事をしているが、お互いに雇用関係にない。
- 見習いをしているが、見習い先とは雇用関係にない。
- 法人の代表者だが、労働者は使用していない。

上記のいずれかに該当する建設業を営む一人親方及びその家族従業者が特別加入の対象です。建設業であれば特に職種の限定はありません。

## 【職種の例】

大工、建築、土木、左官、屋根、管、防水、水道施設、塗装、機械器具設置、とび、内装、板金、鉄筋、解体、造園、道路、建具、水道、タイル・れんが・ブロック、等

## 【特別加入の費用】

労災保険の特別加入をする場合の費用は国に納める『労災保険料』と『会費』の2つがあります。また、新規加入時には別途『入会金』が必要です。『労災保険料』と『会費』は毎年4月から翌年3月までを一区切りとし、『労災保険料』と『会費』の合計額を指定の銀行口座へお振込みいただきます。

給付基礎日額は、3,500円から25,000円まで16段階ございます。この給付基礎日額をご自分で任意にご選択いただけます。（給付基礎日額によって納める保険料や保険給付が決定されます。）  
なお、関東一人親方労災保険協力では「1カ月」、「2カ月」、「3カ月」の短期加入が可能となりました。

### 《短期加入とは》

関東一人親方労災保険協力会では「1カ月」、「2カ月」、「3カ月」のみの短期加入ができます。安い保険料で「必要なときに必要な期間だけ」特別加入することができます。

短期加入のメリットは、労災保険が必要な期間だけ加入することができるので、労災保険が不要な期間の保険料を支払う必要がないことです。

「今の現場だけ労災保険が必要」というような親方様にお勧めです。

例えば

給付基礎日額 3,500円 「1カ月間」加入の場合	⇒	合計 10,158円（税込） （保険料、入会金、会費、事務手数料込みの金額です）
------------------------------	---	---------------------------------------------

### 《短期加入の注意事項》

◆労災保険の特別加入は「暦月単位」となります。

例えば加入期間は以下の通りとなります。

5月10日から「1カ月間」の特別加入 ⇒ 5月10日 ～ 5月31日 まで

5月10日から「2カ月間」の特別加入 ⇒ 5月10日 ～ 6月30日 まで

5月10日から「3カ月間」の特別加入 ⇒ 5月10日 ～ 7月31日 まで

◆短期加入の場合、加入期間の延長および短縮はできません。ご契約期間の満了日をもって「脱退」となります。引き続き特別加入の継続をご希望の場合は改めてご加入の申し込みが必要です。（入会金、事務手数料、組合費を再度お支払いいただきます）

◆特定業務に従事される方は健康診断の受診が必要なため、短期加入のお申込みはできません。

《短期加入時の費用（保険料、入会金、会費、事務手数料込みの金額（税込）です）》

加入期間 給付基礎日額	1カ月間の加入	2カ月間の加入	3カ月間の加入
	3,500円の時	10,158	12,616
5,000円の時	10,986	14,272	17,558
7,000円の時	12,066	16,450	20,834
10,000円の時	13,722	19,744	25,766

\* 上記以外の給付基礎日額をご希望の際はお問い合わせください。

### ○入会時の費用

入会金	1,100 円（税込）
会費	550 円（税込）×加入月数
事務手数料(短期加入のみ)	6,600 円（税込）

労災保険料 給付基礎日額に応じた額（月割）\*消費税はかかりません。

### ○年間の費用

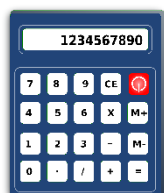
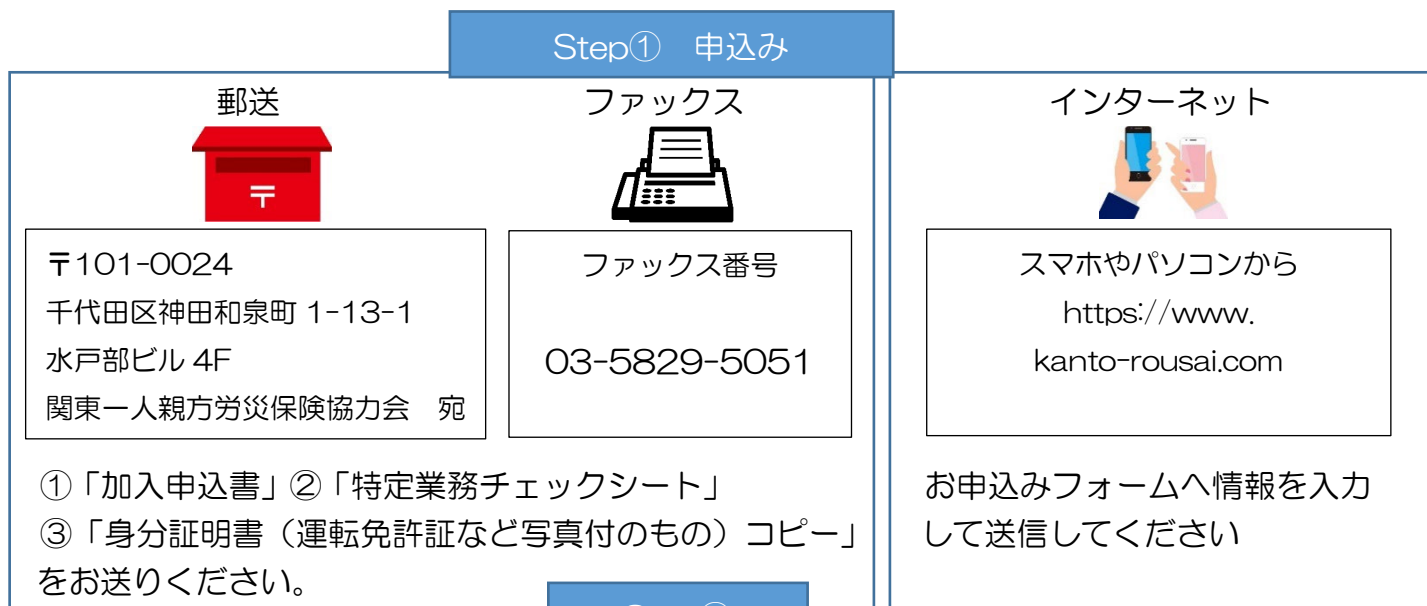
4 月から翌年3月まで1年間加入する場合 （年度の途中で加入する場合は月割）

給付基礎日額	年間保険料	入会金(1,100 円)+会費 (税込)	年間総費用 (税込)
3,500 円	¥22,986	¥7,700	¥30,686
4,000 円	¥26,280	¥7,700	¥33,980
5,000 円	¥32,850	¥7,700	¥40,550
6,000 円	¥39,420	¥7,700	¥47,120
7,000 円	¥45,990	¥7,700	¥53,690
8,000 円	¥52,560	¥7,700	¥60,260
9,000 円	¥59,130	¥7,700	¥66,830
10,000 円	¥65,700	¥7,700	¥73,400
12,000 円	¥78,840	¥7,700	¥86,540
14,000 円	¥91,980	¥7,700	¥99,680
16,000 円	¥105,120	¥7,700	¥112,820
18,000 円	¥118,260	¥7,700	¥125,960
20,000 円	¥131,400	¥7,700	¥139,100
22,000 円	¥144,540	¥7,700	¥152,240
24,000 円	¥157,680	¥7,700	¥165,380
25,000 円	¥164,250	¥7,700	¥171,950

### ○団体加入割引

入会時に入会金として 1,100 円（税込）が必要になりますが、2 名様以上で同時にご加入いただくと入会金が無料になります。

## 【ご加入方法】



ご希望の給付基礎日額と加入希望日にて、事務局にて費用の計算をします。  
費用のご案内もご郵送、ファックス、メール、お電話などご希望の方法でご連絡いたします。



費用を銀行やATMから指定の口座にお振込みください。



事務局にて労働基準監督署へ加入申請をいたします。  
最短でご入金確認日の翌日に加入可能です。  
※健康診断が必要な場合は受診後に正式加入となります。



労働保険番号の記載された会員証をお送りします。すぐに必要な方には写しをファックス、メールでお送りすることもできます。

## 【補償内容】

給付の種類	給付の事由	給付の内容	特別支給金
療養補償	業務災害または通勤災害による傷病について、病院等で治療する場合	労災病院または労災指定病院等において必要な治療が無料で受けられます。また、労災病院または労災指定病院等以外の病院において治療を受けた場合には、治療に要した費用が支給されます。	-
休業補償	業務災害または通勤災害による傷病の療養のため労働することができない日が4日以上となった場合	給付基礎日額の6割を休業4日目から支給	給付基礎日額の2割を休業4日目から支給
傷病補償年金	業務災害または通勤災害による傷病が療養開始後1年6か月を経過した日または同日後において ①傷病が治っていないこと ②傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること のいずれにも該当する場合	給付基礎日額の1級313日分から3級245日分の年金	一時金 (1級114万円～3級100万円)
障害補償年金	業務災害または通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残った場合	給付基礎日額の1級313日分から7級131日分の年金	一時金 (1級342万円～7級159万円)
障害補償一時金	業務災害または通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残った場合	給付基礎日額の8級503日分から14級56日分の一時金	一時金 (8級65万円～14級8万円)
介護補償	業務災害または通勤災害により、障害（補償）年金または傷病（補償）年金を受給している方のうち、一定の障害を有する方で現に介護を受けている場合	介護費用（上限あり）	-
遺族補償年金	業務災害または通勤災害により死亡した場合	遺族の人数に応じて給付基礎日額の245日分から153日分の年金	
遺族補償一時金	①遺族（補償）年金の受給資格をもつ遺族がない場合 ②遺族（補償）年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族（補償）年金の受給資格をもつ方がいない場合で、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たない場合	①の場合 給付基礎日額の1000日分 ②の場合 給付基礎日額の1000日分からすでに支給した年金の合計額を差し引いた額	一時金300万円
葬祭料	業務災害または通勤災害により死亡した方の葬祭を行う場合	給付基礎日額に応じて42万円から150万円	-

## 【補償例】

加入状況：給付基礎日額 10,000 円で加入。35 歳男性・妻と子供 1 人。

### ○労災事故で 30 日間休業した場合

- ・病院での治療費・・・全額労災から支給
- ・休業補償・・・216,000 円 [給付基礎日額 10,000 円×8 割×(30 日-3 日)]

### ○労災事故で 1 級の障害が残った場合

- ・年金・・・年額 3,130,000 円給付 [給付基礎日額 10,000 円×313 日]
- ・一時金・・・3,420,000 円給付 [障害特別支給金 1 級一時金]

### ○労災事故で死亡した場合

- ・年金・・・年額 2,010,000 円給付 [給付基礎日額 10,000 円×201 日]
- ・一時金・・・3,000,000 円給付 [遺族への一時金]
- ・葬祭料・・・615,000 円給付 [給付基礎日額 10,000 円×30 日+315,000 円]



## 関東一人親方労災保険協力会

〒101-0024 千代田区神田和泉町 1-13-1 水戸部ビル 4 階

TEL03-5829-5049 FAX03-5829-5051

メール [info@kanto-rousai.com](mailto:info@kanto-rousai.com)